

2024 年 10 月 8 日

各位

小野薬品健康保険組合

1, 健康保険証は 2024 年 12 月 2 日に廃止されます

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、従来の健康保険証は 2024 年 12 月 2 日に廃止され、新規発行が終了します。今後は、マイナ保険証（保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）を用いるシステムが基本になります。

廃止の時点で発行済みの健康保険証は、経過措置により廃止日から最長 1 年間（2025 年 12 月 1 日まで）は引き続き使用することが可能です。

【参照リンク】 [マイナンバーカードの健康保険証利用について（厚生労働省）](#)

【マイナ保険証の利用準備のお願い】

まだ、マイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。また、既にマイナンバーカードの保険証利用登録がお済の方は、マイナ保険証での受診をお勧めいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の 3 つのステップが必要です。

STEP1. マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの
証明写真機から申請する



STEP2. マイナンバーカードを
健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3. 医療機関・薬局で
マイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマ
イナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



【参照リンク】 [マイナンバーカードの健康保険証利用方法（厚生労働省）](#)

2, 健康保険証の廃止後、マイナ保険証を保有していない方には 「資格確認書」を交付します

2024 年 12 月 2 日以降、マイナンバーカードを保有していない方には「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」は現行の「健康保険証」と同様の機能を持ちますので、「資格確認書」だけで引き続き医療機関へ受診することができます。

【交付対象者の例】

- ・マイナンバーカードを紛失・更新中の方
- ・ベビーシッターや介助者等の第三者が要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者をいう。）等に同行して資格確認を補助する必要がある方
- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・マイナンバーカードを返納した方

※2024 年 12 月 2 日以降、最大 1 年間、現行の保険証が使用可能な方には、その間は、資格確認書を交付しない運用を想定しています。

3, 「資格情報のお知らせ」の通知について（予告）

マイナ保険証の保有者が自分の被保険者資格を簡易に把握できるよう、10 月下旬、KOSMO communication Web を通じて「資格情報のお知らせ」を通知いたします。これは、健保組合で登録している資格情報（マイナンバーの下 4 桁を含む）をお知らせし、ご自身で情報の正確性をご確認いただくことで、安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくことが目的です。通知の際には OPJP のお知らせ欄に掲載いたします。

お問い合わせは健保組合（kenpo@ono-pharma.com）までメールでお願いします。